

定 款

1944 年 9 月 1 日 制定
2021 年 6 月 25 日 第 46 次改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、株式会社トーエネックと称する。英文では TOENEC CORPORATION と記す。

(目 的)

第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 電気及び電気通信工事
2. 管工事
3. 消防施設工事
4. 土木及び建築工事
5. とび、土工及びコンクリート工事
6. ほ装工事
7. 塗装工事
8. 防水工事
9. 水道施設工事
10. 鋼構造物工事
11. 機械器具設置工事
12. 内装仕上工事
13. 清掃施設工事
14. 発電事業及び電気、ガス、冷水、温水、蒸気その他のエネルギー供給に関する事業
15. 電気通信事業
16. 前各号の工事及び事業に関連する測量、設計、監理、保守及びコンサルティング業務並びにこれらに
附帯する研究、企画、開発等の受託
17. 次の物品の仕入、製造、販売及び賃貸の事業
 - ア. 前各号に関する工事用の電線、電柱及び架線金具等
 - イ. 発電用・送電用の制御機器、照明器具及び配線材料
 - ウ. 電化製品、家具、厨房機器、医療機械器具、衛生用機械器具、介護機器、介護用品、健康器具、ス
ポーツ用品、衣料品及び日用雑貨品
 - エ. 建設用機械器具、空気調和設備機器及び空気圧縮機
 - オ. 電気通信機器、コンピューター機器及び通信端末機器並びにこれらの部品
18. 一般貨物自動車運送事業
19. 不動産の売買、賃貸及び管理
20. 他会社に対する投資及び融資
21. 労働者派遣事業
22. 前各号に附帯する一切の事業

(本 店)

第 3 条 本会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び中部経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め公告する。

③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 株主権行使の手続その他株式に関する取扱については、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、本会社に委任状を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 本会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）15人以内を置く。

② 本会社に監査等委員である取締役5人以内を置く。

(選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 前項の決議については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。
- (取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の決議事項)

第25条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、本会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- ② 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
- (取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行うものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第29条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1人を置き、必要に応じて会長1人、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。
- (役付取締役の業務執行)

第30条 会長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を総理する。

- ② 社長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を統括する。
- ③ 副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、本会社の業務を執行する。
- ④ 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその代行をする。
- ⑤ 会長が代表取締役である場合には、第13条、第15条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- (相談役及び顧問)

第31条 本会社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。

③ 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議事項)

第35条 監査等委員会は、法令に定める事項のほか、監査等委員の職務の執行に関し、監査等委員会が必要と認める事項を決定する。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行うものとする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 本会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第42条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算し5年以内に支払の受領がないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 本会社は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第2条 2021年6月25日開催の第103回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。